

東京圏から三島へ移住を検討している方へ

移住・就業支援補助金

東京圏から三島市へ移住し、いずれかの◎働き方に当てはまる

★ 2人以上の世帯に **100万円**
(さらに18歳未満の方1人につき100万円を加算※)

※交付申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の方

★ 単身世帯に **60万円**
を交付します。

◎働き方の条件

- ① マッチングサイト掲載の中小企業等へ就業
- ② 静岡県の起業支援を受けて起業
- ③ プロフェッショナル人材事業等を利用して就業
- ④ テレワーク
- ⑤ 副業・兼業

申請期限：令和7年1月31日まで

問合せ先（三島市政策企画課地方創生推進係）

電子申請：問合せフォームから▶ 

電話：055-983-2698

メール:seisaku@city.mishima.shizuoka.jp

<ホームページはこちらから>

こちらのQRコード または

三島市 移住・就業支援補助金で検索!



令和6年4月作成

1 対象者かどうかの確認

移住※1直前 10年のうち5年以上、かつ直前の1年以上、次のどちらかに該当する。

- 東京23区に住んでいる。
- 東京圏※2に住み、東京23区の法人等へ通勤※4又は法人経営者若しくは個人事業主として通勤している。
(東京圏に居住し、かつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等に就業した方は、当該通学期間※5も加算できます。)(通勤の期間については、移住をする3ヵ月前までを起算点とすることができます。)

はい

次のすべてに該当する。

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係していない。
- 日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格がある。
- 移住前に居住していた市区町村で、市区町村税の滞納がない。

はい

次のすべてに該当する。

- 補助金申請時に移住後1年以内である。
- 三島市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。

はい

次ページの1～5のいずれかに該当する。

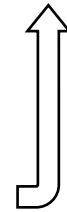
はい

補助金対象の可能性がります。詳しくはお問合せください

いいえ



対象外

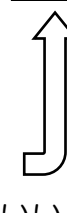


いいえ

いいえ



対象外



いいえ

いいえ



対象外

※1 「移住」：住民票を三島市に異動し、生活の本拠を三島市へ移すこと。

※2 「東京圏」：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、条件不利地域※3に該当する区域を除いた区域

※3 「条件不利地域」：以下の地域

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村

※4 「法人等への通勤」：雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

※5 当該通学の期間のうち大学等の就業年数(高等専門学校にあたっては、2年)を超えない期間

1 マッチングサイト掲載の中小企業等へ就業

次のすべてに該当する。

- 移住後の勤務地が東京圏以外の地域にある。
- 就業先の求人情報が、静岡県等が補助金の交付対象としてマッチングサイトに掲載している求人であり、応募の日※6が、当該求人情報が補助金交付対象としてサイトに掲載された後である。
- 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※7を務めている中小企業等への就業でない。
- 勤務時間が週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、交付申請日において当該中小企業等に連続して在職している。
- 就業先の中小企業等に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

2 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業

次のすべてに該当する。

- 移住後の勤務地が東京圏以外の地域にある。
- 勤務時間が週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、かつ、交付申請日において当該企業等に連続して在職している。
- 就業先の企業等に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他の離職することが前提でない

※6 「応募の日」：補助金対象としてマッチングサイトに掲載された求人情報への採用面接の申し込みをした日

※7 「経営を担う職務」：以下の職務。

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）
取締役、会計参与、監査役
- 医療法人、NPO 法人
理事、監事

- 社会福祉法人
理事、監事、評議員、会計監査人

3 テレワーク

次のすべてに該当する。

- 所属している企業等からの命令でなく、自己の意思により移住をし、かつ、移住元での業務を引き続き行う。
- 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属している企業等から移住をした者に資金が提供されていないこと。
- 勤務日数の5分の1※8を超えて東京 23 区に出勤していないこと。

※8 令和 6 年 4 月 1 日以降の移住者に限り。同日前に移住した方については従前の制度が適用され、週の半分を超えて通勤していないこととなります。

4 関係人口（副業・兼業）

次のすべてに該当する。

- 移住をする直前に連続して3か月以上、東京 23 区に所在する企業等及び市の区域内に所在する企業等に在職し、かつ、交付申請日において当該市の区域内に所在する企業等に継続して在職している。
- 当該市の区域内に所在する企業等に交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。

5 起業

静岡県の「地域創生起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けている。

～ マッチングサイトについて ～

静岡県が、東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイトとして「静岡県移住・就業支援求人サイト」を開設しています。このサイトに掲載されている求人が本補助金の対象となります。市内外の企業は問いません。

また、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトも該当します。

静岡県移住・就業支援求人サイト

検索

県 HP



静岡県移住・就業求人サイト トップ画像



～ プロフェッショナル人材事業について ～

各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

- ☆ プロフェッショナル人材とは…新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や個々のサービス生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材。

静岡プロ人材

検索

静岡県プロ人材戦略拠点



内閣府ポータルサイト↓

プロフェッショナル人材戦略ポータルサイトのご案内



- ・事業の活動状況は？
- ・プロフェッショナル人材の活躍事例が知りたい！
- ・各拠点のマネージャーはどんな人？
- ・まずはイベントやセミナーに参加してみたい！など

そんなニーズにお応えして、事業に関する様々な情報を掲載するポータルサイトを開設しています。ぜひご活用ください！

URL <http://www.pro-jinzai.go.jp>



～ 先導的人材マッチングサイト事業について ～

内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

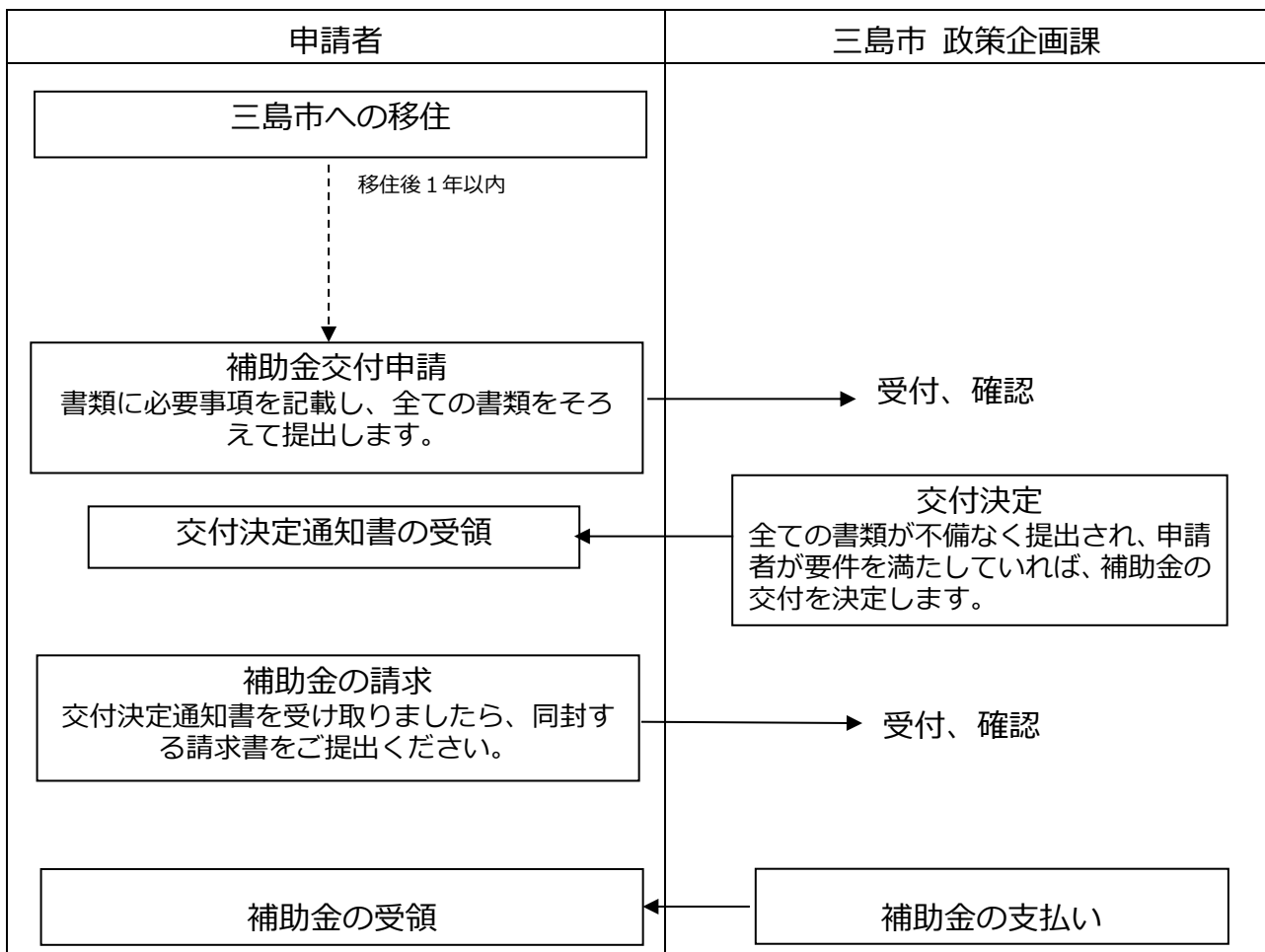
2 補助金の額

補助金の額は次のとおりです。

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※9での移住の場合 (+18歳未満※10の方と移住する場合は、1人につき100万円を加算)	100万円 (+100万円×18歳未満の方の人数※10)

- ※9 2人以上の世帯については、次の全てに該当する世帯に限ります。
- 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の住所地において、同一世帯に属していたこと。
 - 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。
 - 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ※10 交付申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者。

3 移住・就業から補助金交付までの流れ



4 申請の受付

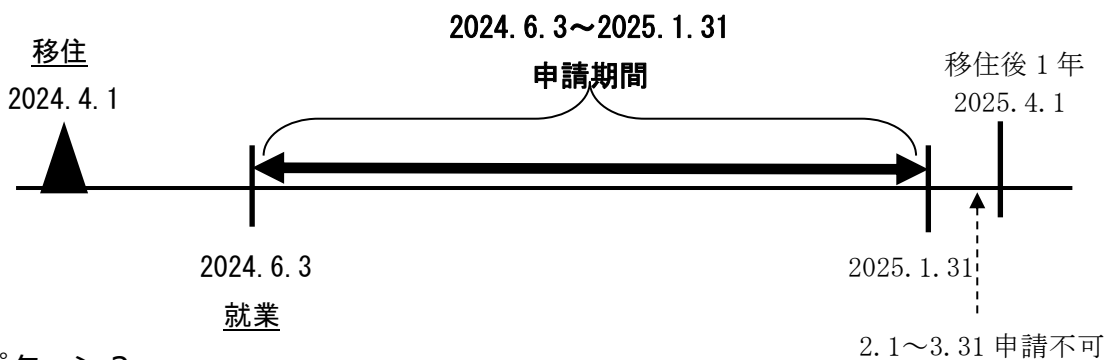
令和6年度の申請については、令和7年（2025年）1月31日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては受付期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

<申請期間>

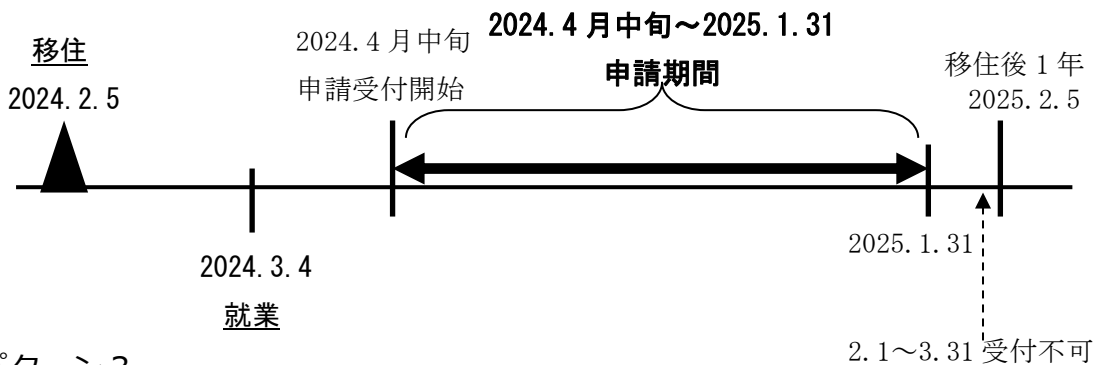
○パターン1

2024年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



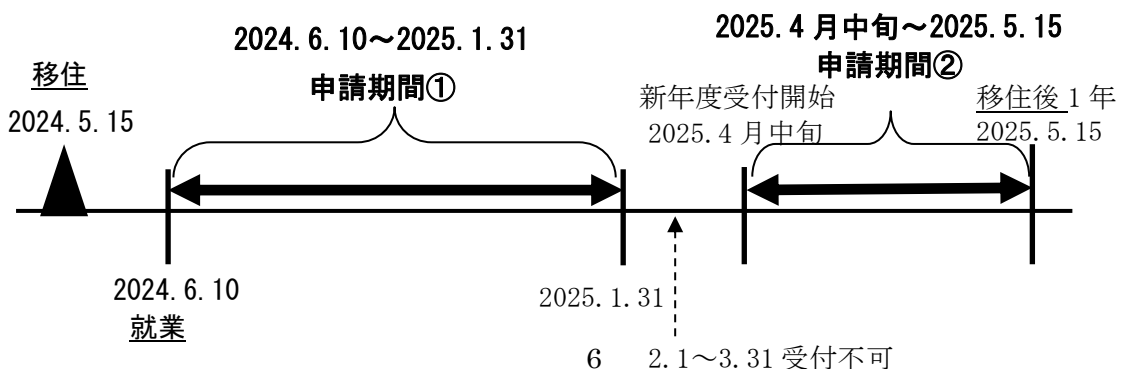
○パターン2

2024年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



○パターン3

2024年5月15日に移住し、同年6月10日に対象企業に就業した場合



5 交付の条件

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 申請した日から５年以上継続して、三島市に居住し、かつ、当該企業に就業・起業する意思を有していること。ただし、申請した日から５年以内に、三島市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から１年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （２） 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び三島市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

6 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は対象外）。

- （１） 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金の申請日から３年未満に市から転出した場合
 - ウ 補助金の申請日から１年以内にマッチングサイト掲載の中小企業等又はプロフェッショナル人材事業等を利用して就業した職を辞した場合
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- （２） 半額の返還
補助金の申請日から３年以上５年以内に市から転出した場合

7 申請書の提出方法

- （１） 申請書の提出先
〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47
三島市役所本庁舎本館 2階 政策企画課
- （２） 提出方法
直接窓口にて提出をお願いします。